

令和5年度 重度訪問介護 指摘事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	計画の作成	サービスの提供について、居宅介護計画等に位置付けられていないサービスを提供している事例や、サービス等利用計画に位置付けられたサービスが居宅介護計画等に位置づけられないままサービスを提供している事例がありました。指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、居宅介護計画等の原案を作成し、当該居宅介護計画等に基づく支援を実施してください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第2項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(16)	3
2	評価説明	居宅介護計画等の実施状況の把握が行われていない事例がありました。居宅計画等作成後は、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要時応じて当該居宅計画等の変更を行ってください。またその実施状況や評価について利用者及びその家族に、居宅介護計画等の実施状況や評価について、説明を行ってください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第2項及び第4項 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(16)①	3
3	アセスメント	アセスメントが行われていない事例及び適切な時期に行われていない事例がありました。初回の居宅介護計画等作成時はもちろんのこと、計画変更時、利用者の状態像に変化があった時には、居宅介護計画等に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第2項、 障発第1206001号通知第三の3(34)で準用する第三の3(16)②	2
4	サービス提供の記録	指定居宅介護等を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければなりません。また、その記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護等の提供を受けたことについて確認を受けなければなりません。しかしながら、指定居宅介護等を提供した際の都度記録は概ね作成されていましたが、その記録について利用者の確認が得られていませんでした。指定居宅介護等を提供した際は、その都度記録について、利用者の確認を得てください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第23条第2項、 障発第1206001号通知第三の3(34)で準用する第三の3(9)②	1
5	法定代理受領の通知	法定代理受領した介護給付金の額を、支給決定障害者等に対し通知されていませんでした。介護給付費を法定代理受領した場合には、当該支給決定障害者等に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第27条第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(13)①	2
6	身体拘束等の禁止	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければなりません。一部措置が適切に講じられていない事例がありました。適切に講じるようにしてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第35条の2の第3項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(26)②、③及び④	2
7	秘密保持等	一部従業者について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(27)①及び②	2
		家族の個人情報使用について、同居家族から同意を得られていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(27)③	1
8	虐待の防止	虐待の防止に係る対策を検討するための委員会の開催されていませんでした。虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知してください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第40条の2、 都条例施行規則第175号第4条の3の第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(31)①	2

令和5年度 重度訪問介護 指摘事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
9	変更届	サービス提供責任者の変更について、適切に届け出されていませんでした。省令で定める事項に変更が生じた場合は、都知事に適切に届け出を行ってください。	支援法第46条第1項、 支援法施行規則第34条の23第1項第1号	2
10	特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)(重度訪問介護)は、その算定に当たり、厚生労働大臣が定める基準として、事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施しなければならないこととされていますが、非常勤の従業者に対して、健康診断等を定期的実施していませんでした。 非常勤の従業者を含むすべての従業者に対して、健康診断等を定期的実施してください。	厚労告第523号別表第2注9、 障発第1031001号通知第二の2(2)⑧	1